

大分県報

平成二十八年
第二七六四号
三月二十二日

（火曜日）

目次

規則

調理師法施行細則の一部改正……………一

教育委員会規則

大分県立高等学校学則の一部改正……………一

公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部改正……………二

告示

平成二十八年二月に収去した飼料の試験結果の概要……………二

道路区域の決定……………二

道路区域の変更（十四件）……………三

道路の供用開始（九件）……………八

電線共同溝を整備すべき道路の指定……………一〇

佐伯都市計画佐伯港臨港地区の分区の指定……………一一

警察本部訓令

大分県警察の組織に関する訓令の一部改正……………一一

公告

調理師試験の実施に関する事務の委任……………一二

基本測量の終了……………一二

都市計画図書の縦覧……………一三

規則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

大分県規則第五号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年大分県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。
第四条中「試験を」を「試験（法第三条の二第二項の規定に基づき知事が試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることとした同項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が行うものを除く。次条において同じ。）を」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定試験機関が試験事務を行う試験を受けようとする者は、指定試験機関の定めるところにより、受験の申込みに必要な書類を指定試験機関に提出しなければならない。
第六号様式の備考を次のように改める。

第七号様式の備考4を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六号様式及び第七号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

○教育委員会規則

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第三号

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「別に定めるもの」を「福岡県又は熊本県の区域（別に定める区域に限る。）内に住所を有するもの」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 3月22日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第1号

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第60条」を「第59条の2」に改める。

第3条第3項の表に次のように加える。

警 備 第 一 課	外 事 ・ 国 際 テ ロ リ ズ ム 対 策 室
-----------	---------------------------

第9条中第22号を第23号とし、第14号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 警察職員の退職管理に関すること。

第16条中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) サイバーセキュリティに係る企画及び調整に関すること。

第35条に次の1号を加える。

(6) サイバーセキュリティに係る企画及び調整に関すること。

第42条を次のように改める。

(外事・国際テロリズム対策室の分掌事務)

第42条 外事・国際テロリズム対策室においては、外事・国際テロリズムに関する事務をつかさどる。

第55条第2項中「及び」を「は」に改め、「警部若しくは」を「は」に改め、「警部若しくは」を削る。

第6章中第60条の前に次の1条を加える。

(巡查の階級にある警察官の職)

第59条の2 法令に特別の定めのあるもの並びに第5条、第45条から第48条まで及び第53条から第57条までに定めるもののほか、巡查の階級にある警察官の職として警察本部、学校又は警察署に係員を置く。

2 係員は、上司の命を受け、事務に従事する。
第60条第1項中「まで及び」を「まで、」に、「までに」を「まで及び前条に」に改める。

第61条中「前2条」を「前3条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○告 示

大分県告示第百五十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第十一条第三項の規定により、平成二十八年二月に検査し、収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社大分工場 速見郡日出町大字川崎字浜田五九六九番地の10	同上	くみあい配合飼料ブライントレイヤー135VE	平二八・二	栄養成分等―粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無
株式会社大分くりぎ速見郡日出町川崎五九六九の1三	同上	NEWこだから	平二八・二	栄養成分等―粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無

大分県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を決定する。
 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	豊後大野市朝地町下野字姉井迫八〇番二地先から豊後大野市犬飼町下津尾字犬飼山四〇五一番一まで	敷地の幅員	メートル 六九・〇 〽七・〇	延長	メートル 二三、七八〇
------------	---	-------	----------------------	----	----------------

大分県告示第百五十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	豊後高田市小田原字上村四九〇番五地先内	豊後高田市小田原字上村四九〇番五地内	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
	前	後		メートル 一八・〇 〽一二・六	メートル 一九・〇

大分県告示第百五十九号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	豊後高田市長岩屋字地主一五三五番三地从先から豊後高田市長岩屋字椋ノ竹一四二六番二地先まで	豊後高田市長岩屋字地主一三五三番三地从先から豊後高田市長岩屋字椋ノ竹一四二六番二地先まで	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
	前	後		メートル 八・〇 〽五・〇	メートル 四四五・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	B		メートル 八・〇 〽五・四	メートル 三九〇・八	

大分県告示第百六十号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
		前	後		
県道豊後高 田安岐線	豊後高田市小田原字寺山三八一番四 三地先内	二〇・五 〽九・〇	四六・〇 〽一七・〇	一五二・〇	一五二・〇

大分県告示第百六十一号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年三月二十二日
 大分県知事 広瀬 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
		前	後		
県道豊後高 田安岐線	豊後高田市田染上野字大山八一三番 四地先から 豊後高田市田染上野字ホキノ下四五 九番一地先まで	一四・〇 〽一〇・〇	一五・〇 〽一一・八	二五九・〇	二五九・〇

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年三月二十二日
 大分県知事 広瀬 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
		前	後		
県道三重弥 生線	佐伯市本匠大字山部字ヲシノ平二六 六一番一地从先から 佐伯市本匠大字山部字ヲシノ平二六 六二番地先まで	三四・四 〽四・〇	四〇・二 〽六・一	一五〇・〇	一五〇・〇
県道緒方大 野線	豊後大野市大野町両家字沢水八二七 番五から 豊後大野市大野町両家字小久保八五 九番一四まで	一八・〇 〽四・三	四六・六 〽七・一	三二七・〇	三二〇・〇

大分県告示第百六十三号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年三月二十二日

大分県告示第百六十二号

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	大分県知事 広 瀬 勝 貞
県道豊後高 田安岐線	豊後高田市小田原字芝打四二五番一 地先から 豊後高田市小田原字芝打四一四番地 先まで	前 後	三・八・〇 〽 八・〇 三・八・〇 〽 三・三・〇	三六二・〇 三六二・〇	

大分県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	大分県知事 広 瀬 勝 貞
	豊後高田市田染池部字カシヤ林七七 七番三地先から 豊後高田市田染池部字カシヤ林七六 六番地先まで	前 後	九・二 〽 六・四 メートル	四六・〇 四六・〇 メートル	

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	大分県知事 広 瀬 勝 貞
県道新城山 香線	豊後高田市田染池部字内迫一三九七 番四地先から 豊後高田市田染池部字内迫一四〇〇 番三地先まで	前	七・〇 〽 五・二	五六・八	
	豊後高田市田染池部字内迫一三九七 番四から 豊後高田市田染池部字内迫一四〇一 番一まで	後	一六・〇 〽 七・〇	五六・八	
	豊後高田市田染池部字五反田一八五 一 番地先から 豊後高田市田染池部字上ノ平一六〇 二 番一 地先まで	前	九・四 〽 六・四	二二〇・八	
	豊後高田市田染池部字五反田一八四 七 番四から 豊後高田市田染池部字上ノ平一六〇 二 番一 地先まで	後	一七・四 〽 一〇・〇	二二〇・八	

大分県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	大分県知事 広 瀬 勝 貞
県道成仏杵	国東市安岐町明治字高地一一四五番 三から	前	四三・六 〽 二七・八 メートル	九九・一 メートル	

平成二十八年三月二十二日

大分県報（告示）

築線 国東市安岐町明治字高地一一三九番四まで		後 四〇・〇 ～ 二七・八		九九・一	
大分県告示第百六十六号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年三月二十二日					
道路の種類及び路線名 県道成仏杵 国東市安岐町明治字屋形九五四番四から 国東市安岐町明治字竹ノ下一二七四番地先まで		区 間		大分県知事 広瀬勝貞	
区域変更 前後別 後 B		前 B A		敷地の幅員 メートル 八・〇 ～ 四・五	
延長 六七・五		延長 六七・五 六七・五		備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
大分県告示第百六十七号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備					
道路の種類及び路線名		区 間		大分県知事 広瀬勝貞	
区域変更 前後別 前 A		後 B A		敷地の幅員 メートル 一〇・〇 ～ 五・〇	
延長 一五四・八		延長 一五三・一 一五三・一		備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
大分県告示第百六十八号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年三月二十二日					
道路の種類及び路線名 県道大泊浜 津久見市大字堅浦字松久保一五九九番七から 津久見市大字堅浦字立花一四五四番四まで		区 間		大分県知事 広瀬勝貞	
区域変更 前後別 前 A		後 B A		敷地の幅員 メートル 一三・八 ～ 六・〇	
延長 一五三・一		延長 一五三・一 一五三・一		備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	

大分県告示第百六十九号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年三月二十二日 大分県知事 広瀬勝貞	県道大泊浜 徳浦線 津久見市大字長目字小天子 一四一番三から 津久見市大字堅浦字松久保 一六一九番五まで	後	後	敷地の幅員	延長	備考
		後	後	敷地の幅員	延長	備考
		B	B	メートル	メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		メートル	メートル	メートル	メートル	
		メートル	メートル	メートル	メートル	
		メートル	メートル	メートル	メートル	

大分県告示第百七十号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年三月二十二日 大分県知事 広瀬勝貞	県道両子山 武蔵線 国東市武蔵町吉広字美婦九六七番三 地先から 国東市武蔵町吉広字美婦九七八番一 地先まで	後	後	敷地の幅員	延長	備考
		後	後	敷地の幅員	延長	備考
		B	B	メートル	メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		メートル	メートル	メートル	メートル	
		メートル	メートル	メートル	メートル	
		メートル	メートル	メートル	メートル	

大分県告示第百七十一号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年三月二十二日 大分県知事 広瀬勝貞	一般国道二 日田市大字大肥字方司口二四九八番 一地先から	前	前	敷地の幅員	延長	備考
		前	前	敷地の幅員	延長	備考
		メートル	メートル	メートル	メートル	
		メートル	メートル	メートル	メートル	
		メートル	メートル	メートル	メートル	
		メートル	メートル	メートル	メートル	

平成二十八年三月二十二日

大分県報（告示）

七

一 号	日田市大字大肥字寺田二二二〇番三 地先まで	後	二六・〇 〽一〇・八	一九〇・〇	<p>大分県告示第七十二号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月二十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
一 般 国 道 四 二 号	大分市大字今市内ヶ畑二四六番二か ら 大分市大字今市内ヶ畑一九八番五ま で	前	三七・〇 〽三五・〇	一八・〇	
県 道 朝 日 田 線	日田市大字石井字尾坪三八〇番二か ら 日田市大字石井字宮田二八四番一二 まで	前	二九・〇 〽一〇・四	九八・五	<p>大分県告示第七十三号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月二十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
県 道 川 添 志 村 線	大分市大字種具字南谷二三九番二か ら 大分市大字種具字南谷二三八番三ま で	前	二二・〇 〽一七・〇	一八・〇	
県 道 戸 畑 日 田 線	日田市天瀬町馬原字モツソフ一一五 番三 地先から 日田市天瀬町馬原字後口八二番五ま で 日田市天瀬町馬原字モツソフ一一五 番三から 日田市天瀬町馬原字後口八二番七ま で	前	二四・五 〽四・二	四六二・〇	<p>大分県告示第七十四号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p>

平成二十八年三月二十二日		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
一般国道二二三号	豊後高田市白野字存出三五四七番六から豊後高田市白野字伊勢ノ上三六〇九番三まで	平二八・三・二二	
<p>大分県告示第七十五号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月二十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
県道豊後高田安岐線	豊後高田市小田原字寺山三八一番四三地先内	平二八・三・二二	
<p>大分県告示第七十六号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月二十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
県道三重弥生線	佐伯市本匠大字山部字ヲシノ平二六六一番一地先から佐伯市本匠大字山部字ヲシノ平二六六二番地先まで	平二八・三・二二	
県道緒方大野線	豊後大野市大野町両家字沢水八二七番一から豊後大野市大野町両家字小久保八五九番一六まで		
<p>大分県告示第七十七号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月二十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
県道豊後高田安岐線	豊後高田市小田原字芝打四二五番一地先から豊後高田市小田原字芝打四一四番地先まで	平二八・三・二二	
<p>大分県告示第七十八号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月二十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年三月二十二日 大分県知事 広瀬勝貞			
豊後高田市田染池部字カシヤ林七七七番三 地先から 豊後高田市田染池部字カシヤ林七六六番地 先まで	豊後高田市田染池部字内迫一三九七番四か ら 豊後高田市田染池部字内迫一四〇一番一ま で	平二八・三・二二				
県道新城山香線 豊後高田市田染池部字五反田一八四七番四 から 豊後高田市田染池部字上ノ平一六〇二番一 地先まで		平二八・三・二二	大分県告示第百八十一号 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のように電線共同溝を整備すべき道路を指定した。 平成二十八年三月二十二日 大分県知事 広瀬勝貞			
大分県告示第百七十九号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の 供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備 え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年三月二十二日 大分県知事 広瀬勝貞	道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日					
道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日	県道両子山武蔵線 国東市武蔵町吉広字美婦九六七番三地先か ら 国東市武蔵町吉広字美婦九七八番一地先ま で	平二八・三・二二	大分県告示第百八十号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の 供用を開始する。	道路の種類及び路線名 一般国道五〇〇号	区間 別府市汐見町一〇〇番一四から 別府市石垣西一〇丁目一〇〇〇番三四四まで	指定の区分 上下線

大分県告示第百八十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条の規定により、佐伯都市計画佐伯港臨港地区内に次のように分区を指定する。

平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 商港区（別紙八図面赤色の部分）
 - 佐伯市葛港の一部、東浜の一部、鶴谷町一丁目及び鶴谷町二丁目の一部
 - 二 漁港区（別紙八図面紺色の部分）
 - 佐伯市葛港の一部、大字守後浦字居浦の一部、大字石間浦字センダキの一部、大字荒瀬代浦字大荒瀬代、字白ヶ浜の一部及び字吉ヶ浦の一部
 - 三 修景厚生港区（別紙八図面緑色の部分）
 - 佐伯市葛港の一部
- （別紙八図面は、佐伯土木事務所及び大分県土木建築部港湾課に備え置いて、一般の縦覧に供する。）

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第4号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月22日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

第3条第1項の表の生活環境課の項中「サイバー犯罪対策係」を「サイバーセキュリティ係、サイバー犯罪特捜班」に改め、同表の捜査第二課の項中「告訴・告発係」を「告訴・告発特捜班、企業・経済犯罪特捜班」に改め、同表中

警 備 第 一 課	管理係、企画係、情報係、資料係、事件係、銃器特捜班、犯罪被害者支援係
-----------	------------------------------------

を

警 備 第 一 課	管理係、企画係、情報係、資料係、事件係、銃器特捜班、犯罪被害者支援係
外事・国際テロリズム対策室	外事係、国際テロリズム対策係

に改める。

第4条第1項の表中

警 務 部	視 視	(1) 重要施策に関すること。 (2) 警察運営に係る企画及び重要課題に関すること。 (3) 警察予算の編成及び警察施設の整備に関すること。
-------	-----	--

を

警 務 部	視 視	(1) 重要施策に関すること。 (2) 警察運営に係る企画及び重要課題に関すること。 (3) 警察予算の編成及び警察施設の整備に関すること。 (4) サイバーセキュリティに係る警務部及び生活安全部の調整に関すること。
-------	-----	---

に、

(1) 生活安全部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 地域警察に関すること。 (3) ストーカー・DV等総合対策に係る生活安全部及び刑事部の調整に関すること。 (4) 生活安全部の所掌に係る特異重要事件に関すること。
--

を

(1) 生活安全部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 地域警察に関すること。 (3) ストーカー・DV等総合対策に係る生活安全部及び刑事部の調整に関すること。 (4) 生活安全部の所掌に係る特異重要事件に関すること。 (5) サイバーセキュリティに係る企画及び調整に関すること。
--

警備部	警視	(1) 警備部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 重要な警衛及び警備に関すること。 (3) 大規模警備実施に関すること。 (4) 突発重大事案に関すること。 (5) 警備部の所掌に係る特異重要事件に関すること。
-----	----	--

に、を

警備部 生活安全部	警視	(1) 警備部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 重要な警衛及び警備に関すること。 (3) 大規模警備実施に関すること。 (4) 突発重大事案に関すること。 (5) 警備部の所掌に係る特異重要事件に関すること。 (6) サイバーセキュリティに係る警備部及び生活安全部の調整に関すること。
--------------	----	---

に改め、同表の告訴・告

発捜査指導官の項を削り、同表中

参事	生活安全企画課	事務職員	(1) 生活安全部の所掌に係る施策の企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務員に関すること。
----	---------	------	--

を

参事	生活安全企画課	事務職員	(1) 生活安全部の所掌に係る施策の企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務員に関すること。
参事	刑事企画課	事務職員	(1) 刑事部の所掌に係る施策の企画及び調整に関すること。

に改める。

	(2) その他上司の命を受けた事務員に関すること。
--	---------------------------

附 則

この訓令は、平成28年3月22日から施行する。

公 告

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二第二項の規定により、同項に規定する調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を次のとおり同項の指定試験機関に行わせることとした。

平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地
公益社団法人調理技術技能センター
東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル
- 二 行わせることとした試験事務の範囲
試験事務の全部
- 三 試験事務を行わせることとした年月日
平成二十八年四月一日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があった。

平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類
基本測量（電子基準点現地調査）
- 二 作業の地域
大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、速見郡日出町、玖珠郡九重町及び玖珠郡玖珠町
- 三 作業の終了日
平成二十七年十一月三十日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 貞

一 都市計画の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画公園 八・四・一号鉄輪地獄地帯公園（別府市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市計画課